

# 6 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

## 1 開催日時

令和元年6月27日(木) 13:30～15:40

## 2 出席者

委員 佐古 順子

村川 一恵

嶋崎 真英

中嶋 剛

教育長 遠藤 雅己

## 事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 橋口 智秀 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 文化振興課参事 今村 明

教育総務課課長補佐 深江 美穂

## 3 議事

### 《議案》

第25号議案 大村市立小中学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

第26号議案 大村市教育委員会招致外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

### 《協議・報告事項》

小学校給食パンの異状について

A L Tの帰国、来日予定について

OMURA未来塾について

ミライ o n図書館の部分開館について

県学力調査の結果について

#### 4 議事録

教育長	ただいまから令和元年6月教育委員会定例会を開催します。 渡邊委員から欠席の連絡が来ておりますが、本日の会議は、定足数に達しております。
教育長	議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。 原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、承認することとします。 議事日程2、教育長報告を行います。前回の定例教育委員会5月15日以降でございます。5月16日から報告を行います。 5月20日は令和元年度大村市連合婦人会総会が来ております。この日、J Aながさき県央から小学校1年生に傘の寄贈が来ております。1年生全員分、県下の1年生全員分を寄贈したということでございます。 5月21日は、令和元年度教育委員会連合会総会及び県教育委員会合同研修会で行いました。御出席いただき、ありがとうございました。5月22日から24日まで富山県で開催されました全国都市教育長協議会に出席して参りました。5月24日金曜日は大村市戦没者追悼式が来ております。これには大村小学校から2名出席しております。また、この日に大村市P T A連合会定期総会が開催され、金原P T A会長から田中P T A会長に交代されております。大村小学校のP T A会長の方です。5月26日から27日まで、大村市中学校総合体育大会でした。5月26日日曜日は、初めて郡川かっぱまつりに参加しました。竹松小学校の子どもたちがたくさん参加しており、盛会でありました。5月30日は少年補導員委嘱状交付式及び総会、5月31日は大村市奨学生選考委員会がありました。6月1日土曜日は、松原宿活性化協議会総会があり、村川会長様のところに行きまして無事終了しております。6月2日から3日まで、市内の小学校の運動会が開催されました。天候に不安がありましたが、日曜日と月曜日で無事に終了しております。ありがとうございました。6月6日は、大村市防災会議が開催されております。6月12日水曜日は、市中学校総合体育大会の水泳競技と陸上競技が無事終了しております。現在、6月定例市議会が6月13日から7月2日まで開催されております。6月16日日曜日には大村少年合唱団定期演奏会が開催されまして、さく

	<p>らホールがほぼ満員の状況でした。大村少年合唱団についてですが、5月に県青少年育成県民会議から団体としてはトップの県知事賞をいただいております。本当におめでとうございます。6月23日日曜日、全九州少年剣道優勝大会がシーハットで開催され、二千人規模で九州各地から剣士達が集まって大会が開催されました。6月26日、大村商工会議所通常議員総会及び懇親会が開催されております。それから、6月22日は吾往会総会が開催され、姉妹都市の角館と定期的に大人の交流は行っていますが、子どもたちの交流が大事ではないかと皆様方が言われていました。私も最後の挨拶の時に子どもたちの交流について、是非協力をお願いしたいと話しました。</p> <p>報告については以上でございます。</p> <p>各委員のほうから何か報告はございませんか。</p>
教育長	<p>それでは議事日程3、第25号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>第25号議案大村市立小中学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について、教育委員会の審議をお願いするものでございます。</p> <p>この規則は平成30年3月16日に制定されたものでございます。今回は、特に法律の改正等があったわけではありませんが、内容の見直しを行い適切な規則となるよう改正を行うものでございます。</p> <p>資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、第5条の改正前の見出しは「学校運営等に関する評価」としていましたが、見出しを「学校運営等に関する評価及び情報提供」とし、その内容を第二項に追加するものでございます。これは学校運営協議会が活動状況を評価するだけでなく、保護者や地域の方々に情報提供をすることが求められていることから、このように改正するものでございます。</p> <p>次に、第7条と第9条でございます。改正前の規則では、会議は会長が招集することとなっています。しかしながら、会長は最初の会で委員の互選で選出されるということとなっていますので、改正前の規則では最初の会議、つまり会長を決める会議というのは誰も招集することが出来ないということになってしまいます。そこで、第9条を会議というふうに改め、第一項に最初の会議は、教育長が招集するというふうに追加しました。それに伴い、第7条と第9条の内容を整理いたしました。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今、第25号議案について、事務局から説明がありました。ご質問等ありませんか。</p>
教育長	<p>6月24日にOMURA未来塾が玖島中学校区で、玖島中学校でスタートいたしました。新聞をご覧になったかと思いますが、コミュニティスクールの一環であると位置づけをしておりますので、これからコミュニティスクール、学校運営協議会と連動しながら他の校区も検討していくことになるのではないかと思います。</p> <p>ご質問ありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
教育長	<p>ご意見ありませんか。</p>

全委員	ありません。
教育長	それでは、採決します。第25号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。次に、第26号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
学校教育課長	<p>第26号議案大村市教育委員会招致外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について、教育委員会の審議をお願いするものでございます。</p> <p>令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が導入されます。これが、ALTの任用にも適用されますので、今回の改正はそれに伴い、規則の一部を見直すものでございます。</p> <p>資料7ページをお開きください。新旧対照表です。第4条、任用期間です。現在、ALTは7月末又は8月初めから1年間の任用期間となっています。来年度以降のALTの身分は、会計年度任用職員となりますので、7月末又は8月初めから3月31日までの前半任期と、4月1日から7月末又は8月初めまでの後半任期となるように、会計年度の区切りの3月31日で一度任用の区切りを設けるように改正を行うものです。</p> <p>それから、第7条の報酬及びその計算についてですが、改正前の(1)をご覧ください。平成24年度にJETプログラムによる報酬の額が変わったため、改正前の規則では平成24年3月以前から雇用されている者と、平成24年4月以降に雇用された者が分けられておりました。しかし、この号に該当するALTは既に全員帰国済みでございますので、該当するALTがいないということで、この号を削除するものでございます。</p> <p>次に(2)のところでございますが、改正前の規則では、年度での報酬額の規定となっております。実際には、年度ではなく、来日年数によって、報酬が上がっていくために、改正後の(1)から(4)に示していますように、来日何年目という表記に改めております。</p> <p>次のページ、8ページ、第9条の費用弁償等についてでございます。これはALTが帰国する際の帰国旅費のことになります。先程の第4条によって、任期満了を示す部分を後半任期の満了という形で文言を整理したものでございます。次の第14条、年次有給休暇についてですが、これも第4条の改正に伴って表記を修正したものでございます。第二項は、繰り越すことが出来る休暇の日数について、12日から14日に改正するものでございます。これは、労働基準法にあわせて日数を14日に変更したものでございます。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	第26号議案について説明がありました。これにつきまして、ご質問等ありませんか。
教育長	最大5年の任期ということですか。更新は4回まで。
学校教育課長	はい。
中嶋委員	報酬額の見直しはないわけですね。そのままですね。
学校教育課長	そうですね。金額は変わりません。

中嶋委員	わかりました。
教育長	A L Tについては、交付税の措置がなされていたと思いますが。
教育政策監	交付税の措置がされています。
教育長	市の負担額がないと。
教育政策監	普通交付税ですので、措置はされていますが、実際にどのくらいきいているのか、正確な数字はわかりません。
教育長	全国のA L Tの報酬額は同じ金額ですか。J E Tの基準ですか。
教育政策監	同じ金額です。
教育長	他にご質問等ございませんか。
教育長	それでは質問を終結したいと思います。 ご意見等ありましたら、お願いいたします。
全委員	ありません。
教育長	それでは、意見を終結します。 採決します。第26号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。

◎自由討論

- ・中嶋委員から、運動会のプログラムへの給水タイムの記載を他校にも拡げて欲しい旨の要望及び雨天等で延期になった場合の招待者への連絡方法について質問があった。

◎協議報告事項

小学校給食パンの異状について、学校給食センター所長から報告があった。

A L Tの帰国及び来日予定について、学校教育課長から報告があった。

OMURA未来塾について、社会教育課長から報告があった。

ミライオン図書館の部分開館について、図書館長から報告があった。

県学力調査の結果について、学校教育課長から報告があった。

定例教育委員会開催の確認

7月定例教育委員会 7月17日(水) 13時30分から

教育長	これもちまして令和元年6月教育委員会定例会を終了します。 15:40
-----	---------------------------------------